大府市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年５月15日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市条例第32号

大府市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議員の責務） 第２条　議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚の下、より高い倫理観を持って、その使命の達成に努めなければならない。 ２　議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けがあったときは、これに応じてはならない。 ３　　略 （政治倫理基準の遵守） 第３条　議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （１）・（２）　　略 （３）　市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人若	（議員の責務） 第２条　議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。 ２　議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。 ３　　略 （政治倫理基準の遵守） 第３条　議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （１）・（２）　　略 （３）　市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人若

改正後	改正前
しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。	しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような働きかけをしないこと。
（４）　略	（４）　略
（５）　市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような働き掛けをしないこと。	（５）　市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような働きかけをしないこと。
（６）　法第92条の２の規定の趣旨を尊重し、議会運営の公正及び市の事務執行の適正を図ること。	（６）　議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業等又は議員若しくはその配偶者若しくは同居の１親等以内の者が経営する企業等について、法第92条の２の規定の趣旨を尊重し、市が行う請負その他の契約を辞退するよう努めること。
（対象議員に対する措置）	（対象議員に対する措置）
第12条　議会は、第10条に規定する意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。	第12条　議長は、第10条に規定する意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。
２・３　略	２・３　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。